

許可期間及び手数料表（野洲市手数料条例別表第7に基づく）

区分	面積	単位	手数料金額	許可期間
看板、広告板及び広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）並びにこれらを掲出する物件	1㎡未満	1個	440円	3年以内
	1㎡以上 2㎡未満	1個	830円	
	2㎡以上 5㎡未満	1個	1,060円	
	5㎡以上 10㎡未満	1個	2,130円	
	10㎡以上のもの	1個	3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡増すごとに1,060円を加算した額（※）	
立看板及び広告旗		1個	250円	6ヶ月以内
はり紙（つり下げものを含む。以下同じ）		100枚	420円	2ヶ月以内
はり札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	90円	1年以内
電柱及び街灯柱広告物並びにこれらに類するもの		1件	420円	2年以内
アーチ広告物		1個	4,170円	3年以内
広告幕		1枚	420円	2ヶ月以内
アドバルーン		1個	1,060円	1ヶ月以内
ぼんぼり		1個	90円	2ヶ月以内

備考

- 1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収します。
- 2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可手数料は、この表に定める額の2倍の額になります。
【例】5㎡の広告板を許可期間3年で申請する場合の手数料：2,130円×2＝4,260円
- 3 はり紙の単位について、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算します。
- 4 本表に定めのない広告物については、最も類似したものを適用します。

（※）下式により計算：

$$3,100円 + \{ (\text{広告物面積} - 10) \div 5 \text{ の整数部分} \} \times 1,060円$$

【例】98㎡の広告板1個を許可期間1年で申請する場合の手数料：

$$3,100円 + \{ (98 - 10) \div 5 \text{ の整数部分} \} \times 1,060円 = 3,100円 + 17 \times 1,060円 = 21,120円$$